

【オーストラリア】新労使関係法の施行

海外立法情報調査室・武田 美智代

* 2007 年総選挙でハワード保守連合政権敗北の要因となったといわれるワーク・チョイス政策は、労働党政権下で、2009 年 3 月に成立した「フェア・ワーク法」に取って代わられた。新たな労使関係法は、同年 7 月 1 日から施行されている。労使政策をめぐる動きを紹介する。

立法の背景ーワーク・チョイスからフェア・ワークへ

ワーク・チョイスとは、ハワード前保守連合政権下の 2006 年 3 月に施行された「2005 年職場関係改正法」(Workplace Relations Amendment (Work Choices) Act 2005) に基づく一連の政策を言う。その内容は、①連邦と州に分配されていた労使関係の権限を連邦レベルで統一、②豪州最低労働基準の設定、③豪州職場協約 (Australian Workplace Agreements: AWAs) の導入 (労働組合を介した団体交渉から、使用者と労働者個人の直接交渉へ)、④豪州労使関係委員会 (Australian Industrial Relations Commission: AIRC) の権限縮小、⑤従業員 100 人未満の中小企業に対する不当解雇禁止法の適用免除、⑥労働争議の制限、等である。企業側にとって有利なこの政策に対し、労働組合は、大規模な抗議行動を展開し、労働党も 2007 年総選挙でワーク・チョイスの見直しを公約に掲げていた。

政権獲得後、労働党政権は、2010 年からワーク・チョイスに代わる新たな労使関係法を施行するため、労使制度改革を 2 段階で実施した。第 1 段階として、政府は 2008 年 2 月に、2009 年末までに廃止するワーク・チョイスの移行期間における暫定的措置を定めた「2008 年職場関係改正法案」を議会に提出、同法案は翌 3 月に成立した。続く第 2 段階として、政府は同年 6 月、すべての労働者のため、公正な最低賃金及び労働条件を守ることを意図した 10 項目の「全国雇用基準」(National Employment Standards: NES) を発表、これを踏まえて「2008 年フェア・ワーク法案」を 11 月に下院に提出した。同法案は、両院で度重なる審議と修正を繰り返した後、2009 年 3 月に「2009 年フェア・ワーク法」(Fair Work Act 2009) として成立した。なお、同法の全面的施行は 2010 年 1 月 1 日からであるが、主要な規定は 2009 年 7 月 1 日から施行された。それに伴う関連法の改正及び新たな労使関係制度への移行措置の詳細等を定める関連 2 法案が 3 月及び 5 月に相次いで下院に提出・可決され、フェア・ワーク法施行直前の 6 月 25 日に連邦総督の裁可を得た。以下、上述の主要 2 法の概要を紹介する。

新たな労使関係制度構築に向けた法整備

【2008 年職場関係改正法】

「2008 年職場関係改正法」(Workplace Relations Amendment (Transition to

Forward with Fairness) Act 2008) は、①新たな AWAs の締結を禁止する、②AWAs を利用してきた使用者に対しては、2009 年 12 月 31 日までの移行期間中、個別暫定雇用協約 (individual transitional employment agreement: ITEA) の使用を容認する、③労働者保護のため、新たな団体協約及び ITEA に、労働者が当該分野の労働最低基準に比べて「不利益とならない」審査 (no disadvantage test) を導入する、④AIRC が、最低労働条件等を規定する裁定 (award) 制度の現代化を担当する、等をその内容とする。AWAs の段階的廃止と制度移行期間における ITEA の導入を主要な目的とするこの法律は、労働党が総選挙の公約で掲げた重要施策である労使関係制度改革への暫定移行措置を定めるものであり、労使関係法の全面的見直しへの第一歩であった。

【2009 年フェア・ワーク法】

労働党政権が、政権獲得後の最重要法案の一つと位置付けてきた「2009 年フェア・ワーク法」は、ハワード前政権で導入されたワーク・チョイス制度に代わって、労働者、使用者及び労働団体相互の要求に配慮した労使関係の新たな法的枠組みを構築するもので、その主な内容は、以下のとおりである。①労使双方に柔軟性と安定性をもたらす現代的で簡素な裁定制度及び 10 項目の NES 等で構成される安全網を、すべての労働者に提供する (2010 年 1 月 1 日から)。②新たな労使関係制度運営の枠組みを確立し、AIRC 等の政府機関を統合した独立の法定機関であるフェア・ワーク・オーストラリア (Fair Work Australia: FWA) を設置する。FWA は、団体交渉の促進、最低賃金及び裁定条件の適用、不当解雇請求への対応、労使紛争の解決等を任務とする。③不当解雇から守られるべき労働者の権利と、雇用者 (特に小規模事業者) の効率的な経営の必要を比較考量して小規模事業者を対象とする公正解雇規則 (Fair Dismissal Code) を導入する。

全体として労働組合の権限が強化された新労使関係法について、労組のナショナル・センターである豪州労働組合評議会のバロー会長は、2009 年 7 月 1 日付『シドニー・モーニング・ヘラルド』紙に寄せた論説の中で、新法は、オーストラリア国民がワーク・チョイスを廃止する労働党の政策に賛同した結果であり、労働者は新たな権利の時代に入ったとして、大きな第一歩と評価した。その一方、国際的な経済危機の中で、産業界からは国内経済の回復を遅らせるのではとの懸念も示されている。

主要参考文献 (インターネット情報はすべて 2009 年 7 月 23 日現在である。)

- ・ S. O'Neill et al., "Fair Work Bill 2008," *Bills Digest*, No.81, 2008-09, Parliamentary Library, Canberra, 30 January, 2009.<<http://www.aph.gov.au/Library/pubs/bd/2008-09/09bd081.pdf>>
- ・ S. O'Neill and M. Neilsen, "Workplace Relations Amendment (Transition to Forward with Fairness) Bill 2008", *Bills Digest*, No.72, 2007-08, Parliamentary Library, Canberra, March 8, 2008. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2007-08/08bd072.pdf>>
- ・ Sharan Burrow, "Employees enter a new era of rights," *Sydney Morning Herald*, July 1, 2009.
- ・ 梅田久枝「オーストラリアの格差問題対策—労働党新政権の政策展開」『外国の立法 (特集・格差問題)』第 236 号 (2008.6) pp.154-162.